



平成 23 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 ニッパツ（日本発条株式会社）
代表者名 代表取締役社長 玉村 和己
（コード：5991、東証第 1 部）
問合せ先 執行役員
企画本部経営企画部長 八代 隆二
（TEL. 045-786-7513）

会 社 名 株式会社トープラ
代表者名 代表取締役社長 長瀬 悠一
（コード：5954、大証第 2 部）
問合せ先 経営管理本部管理部長 南 孝司
（TEL. 0463-82-2711）

日本発条株式会社による株式会社トープラの株式交換による完全子会社化について

日本発条株式会社(以下、「ニッパツ」といいます。)及び株式会社トープラ（以下、「トープラ」といいます。)は、本日開催のそれぞれの取締役会において、平成 24 年 4 月 1 日を期して、下記のとおり株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)により、トープラをニッパツの完全子会社とすることを決議し、株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしましたので、お知らせいたします。本株式交換は、ニッパツについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、トープラについては平成 24 年 1 月 23 日開催予定の臨時株主総会において承認を受けた上で、平成 24 年 4 月 1 日を効力発生日とする予定です。なお、トープラ株式は、本株式交換の効力発生日に先立ち、平成 24 年 3 月 28 日に、大阪証券取引所市場第 2 部（以下、「大証第 2 部」といいます。)において上場廃止（最終売買日は平成 24 年 3 月 27 日）となる予定です。

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

ニッパツは、世界トップのばねメーカーとして、様々な産業の発展に貢献してまいりました。高度な開発力と技術力は、自動車分野のみならず、情報通信、産業、生活等の分野においても高く評価され、市場が求める様々なニーズにお応えしております。

ニッパツは、「なくてはならないキーパーツをグローバルに展開し、お客様から No. 1 と評価されるニッパツグループを目指すための基盤づくりを行う 3 ヶ年とする。」を理念とした、中期経営計画を発表しております。この中期経営計画の下でニッパツ及びニッパツグループは活動を行っておりますが、世界経済を取り巻く環境は急激に変化しており、中国・インドを中心とした新興国も引き続き成長しているものの、その成長率は鈍化してきております。この成長戦略市場をめぐり、日系外資系を問わず、自動車メーカーの進出が急速に進んでおります。ニッパツグループとしては、自動車部品の海外メーカーとの競合環境も激しさを増している中、日系自動車メーカーへのタイムリーな対応と外資系自動車メーカーへの販売シェアを拡大するための海外展開が急務となっております。

トープラは、昭和 25 年の創業以来、日本でいち早く「プラスねじ」生産工場になる等、ねじを通して社会に貢献できる企業を目指して、幅広くファスナー事業に取り組んでまいりました。軽量化や表面処理等の地球環境に配慮した製品の開発等、締結分野における開発力・技術力は市場からも高く評価され

ており、ねじ業界においては確固たる地位を築いております。

トーブラは、平成 23 年度からの3か年を「弱点を見直し、足元を固める時期」と位置付け、「企業価値創造と向上」のため、「持続的成長企業への転換」を図ることを基本理念とした中期経営計画を推進しております。

この中期経営計画下において、世界経済環境は、急激な円高や欧州の金融不安等未だ予断の許さない状況下にあり、自動車業界においても円高対応や国際競争力確保のため、海外での自動車生産部品の現地調達化が急速に進められております。

トーブラグループは、オリジナル商品の拡販やモノづくり力の改善による国内基盤の強化を図ると共に、既に稼働中の米国子会社の拡張に加え、中国及びタイに子会社を設立する等、グローバルでの供給体制の確立を最も重要な経営戦略として進めております。

ニッパツはニッパツグループ各社の状況を踏まえ、ニッパツが掲げる中期経営計画の実現に向けては、従来以上にグループ会社の強みを引き出し、総合力を高めていくことが必要であると考えております。また、グループ全体の製品ラインアップ拡充や、ニッパツグループ各社が持つ製造・販売・購買ルート等へのアクセス、キャッシュ・マネジメント・システム等資金の有効な活用等、経営資源を最大限有効活用することが、ニッパツグループ全体の成長をさらに加速させ、市場のニーズにお応えする体制を一層強化できるものと考えております。さらには、急激に変化する外部環境への迅速な対応や、お客様の幅広いご要望に適切にお応えするためにも、意思決定のさらなる迅速化を可能とする体制構築が急務であると考えております。

上記のように、ニッパツグループ各社が持つ経営資源の更なる効率化、意思決定の迅速化と責任の明確化を可能とする体制を構築するため、この度、ニッパツによるトーブラの完全子会社化の合意に至りました。これまでも、トーブラはニッパツの持分法適用会社であることから一定の協力関係にはあったものの、現下の厳しい経済環境を乗り切るためには、更に一步踏み込みお互いに協力してグループ全体の事業効率を向上させる必要があると判断いたしました。具体的なシナジーには、ニッパツグループとしての効率的な共同海外進出や、精密部品分野における共同開発、ニッパツによるトーブラへの資金及び人的資源等経営全般における援助やそれに基づく顧客からの信頼感向上、ニッパツグループ会社を通じた販路の拡大等や上場維持コストの削減等の効果を見込んでおります。

今後、両社が従来以上に企業理念やビジョンを共有し、互いに成長しながら一体となって事業を展開していくことが、両社をはじめとしたニッパツグループの企業価値向上に繋がるものと考えております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約の取締役会決議日（両社）	平成 23 年 11 月 18 日（金）
監理銘柄（確認中）指定日（トーブラ）	平成 23 年 11 月 18 日（金）
本株式交換契約締結日（両社）	平成 23 年 11 月 18 日（金）
臨時株主総会基準日公告日（トーブラ）	平成 23 年 11 月 19 日（土）（予定）
臨時株主総会基準日（トーブラ）	平成 23 年 12 月 5 日（月）（予定）
臨時株主総会開催日（トーブラ）	平成 24 年 1 月 23 日（月）（予定）
整理銘柄指定日（トーブラ）	平成 24 年 1 月 23 日（月）（予定）
最終売買日（トーブラ）	平成 24 年 3 月 27 日（火）（予定）
上場廃止日（トーブラ）	平成 24 年 3 月 28 日（水）（予定）
本株式交換の日（効力発生日）	平成 24 年 4 月 1 日（日）（予定）

（注） 1. 本株式交換は、ニッパツについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、本株式交換契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものです。

2. 本株式交換の日（効力発生日）は、両社の合意により変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

ニッパツを株式交換完全親会社、トーブラを株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式

交換は、ニッパツについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、トーブラについては平成 24 年 1 月 23 日開催予定の臨時株主総会において承認を受けた上で、平成 24 年 4 月 1 日を効力発生日とする予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	ニッパツ (株式交換完全親会社)	トーブラ (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.17
本株式交換により 交付する株式数	ニッパツ株式：2,821,167 株（予定）	

(注) 1. 株式の割当比率

トーブラ株式 1 株に対して、ニッパツ株式 0.17 株を割当て交付いたします。ただし、ニッパツが保有するトーブラ株式 7,940,968 株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

2. 本株式交換により交付するニッパツ株式数

ニッパツは本株式交換により、ニッパツ株式 2,821,167 株を割当て交付いたしますが、交付するニッパツ株式にはニッパツが保有する自己株式（平成 23 年 9 月 30 日現在 9,870,154 株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。なお、トーブラは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生直前時（以下、「基準時」といいます。）において有する全ての自己株式（平成 23 年 9 月 30 日現在 93,930 株）（本株式交換に関する会社法第 785 条に基づく同社株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）を基準時までに消却する予定です。なお、本株式交換により交付する株式数については、トーブラによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、ニッパツの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されているトーブラ株式が 589 株未満であるトーブラの株主の皆様は、ニッパツ株式の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、取引所市場においては売却することはできません。ニッパツの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、ニッパツ株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買増制度（1 単元（100 株）への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及びニッパツの定款の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主がニッパツに対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて 1 単元となるよう、ニッパツ株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主がニッパツに対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

4. 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ニッパツ株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなるトーブラの現株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、ニッパツが 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

トーブラは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ニッパツは野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、トーブラはみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

野村證券は、ニッパツについては、ニッパツが東京証券取引所市場第1部（以下、「東証第1部」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年11月16日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値）を、また、ニッパツには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

トーブラについては、トーブラが大証第2部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年11月16日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値）を、また、トーブラには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

ニッパツ株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.13～0.14
類似会社比較法	0.16～0.28
DCF法	0.07～0.24

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、ニッパツ及びトーブラから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、ニッパツ、トーブラ及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成23年11月16日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、ニッパツ及びトーブラの財務予測については、ニッパツ及びトーブラにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

一方、みずほ証券は、ニッパツについては、市場株価基準法及びDCF法を採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成23年11月16日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、平成23年11月11日（ニッパツによる「業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」公表日の翌営業日）から算定基準日までの期間、算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の東証第1部における株価終値単純平均値を採用しました。また、トーブラについては、市場株価基準法及びDCF法を採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成23年11月16日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、平成23年11月11日（ニッパツによる「業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」公表日の翌営業日）から算定基準日までの期間、算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の大証第2部に

おける株価終値単純平均値を採用しました。なお、各評価方法によるトーブラの普通株式1株に対するニッパツの普通株式の割当株数の算定結果は、市場株価基準法では0.13～0.14、DCF法では0.13～0.20と算定し、その結果をトーブラに提出いたしました。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.13～0.14
DCF法	0.13～0.20

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価または査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、ならびにかかる算定は平成23年11月16日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。なお、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

なお、DCF法による算定の基礎として、ニッパツ及びトーブラが野村証券及びみずほ証券に提供した各社利益計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは、各事業における売上増加及びコストの削減により、業績向上が期待できると考えたためです。

（2）算定の経緯

ニッパツ及びトーブラは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案の上、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、ニッパツ及びトーブラはそれぞれ上記2.（3）に記載の株式交換比率は妥当であり、本株式交換を行うことがそれぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本日開催されたニッパツ及びトーブラの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

（3）算定機関との関係

ニッパツのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村証券は、ニッパツ及びトーブラの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、トーブラのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるみずほ証券は、ニッパツ及びトーブラの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（4）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成24年4月1日）をもって、トーブラはニッパツの完全子会社となり、トーブラ株式は平成24年3月28日付で上場廃止（最終売買日は平成24年3月27日）となる予定です。上場廃止後は、トーブラ株式を大証第2部において取引することができなくなります。

トーブラ株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりトーブラの株主の皆様にご割当てられるニッパツ株式は東証第1部に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も同取引所市場での取引が可能であることから、トーブラ株式を589株以上保有し本株式交換によりニッパツ株式の単元株式数である100株以上のニッパツ株式の割当てを受けるトーブラの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、589株未満のトーブラ株式を保有するトーブラの株主の皆様には、ニッパツ株式の単元株式数である100株に満たないニッパツ株式が割当てられます。そのような単元未満株式については金融商品取

引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、ニッパツに対し、単元未満株式の買増制度及び買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記 2. (3) の (注) 3. 「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 2. (3) の (注) 4. 「1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。

(5) 公正性を担保するための措置

ニッパツは、既にトーブラの発行済株式数の 36.75% (間接保有分を含む) を保有しており、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり第三者算定機関である野村證券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてトーブラとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、ニッパツは、野村證券から、本株式交換比率がニッパツにとって財務的見地から妥当である旨の意見書 (いわゆる「フェアネス・オピニオン」) を取得しておりません。

一方、トーブラは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるみずほ証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてニッパツとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、トーブラは、みずほ証券から、本株式交換比率がトーブラにとって財務的見地から妥当である旨の意見書 (いわゆる「フェアネス・オピニオン」) を取得しておりません。

さらに、ニッパツは、リーガル・アドバイザーとして、弁護士法人松尾綜合法律事務所を、トーブラは、リーガル・アドバイザーとして、内田・鮫島法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

(6) 利益相反を回避するための措置

本株式交換契約締結については、本日開催のトーブラの取締役会 (取締役 5 名 (うち社外取締役 2 名) 中 出席取締役 4 名、監査役 3 名 (うち社外監査役 2 名) 中 出席監査役 1 名) において、出席取締役全員の賛同を得て決議し、出席監査役全員は、トーブラがニッパツとの間で本株式交換契約を締結することに善管注意義務・忠実義務に違反する事実は認められず、監査役として異議がない旨の意見を述べております。

なお、トーブラの取締役である山口努はニッパツの代表取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、トーブラの立場においてニッパツとの協議・交渉には参加しておりません。トーブラの監査役である木村雅彦はニッパツの常勤監査役を兼任しているため、同様の観点から本株式交換に係る取締役会の審議には参加しておりません。

4. 本株式交換の当事会社の概要 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	日本発条株式会社	株式会社トーブラ
(2) 所 在 地	神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目 10 番地	神奈川県秦野市曾屋 201 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 玉村 和己	代表取締役社長 長瀬 悠一
(4) 事 業 内 容	懸架ばね、自動車用シート、精密部品、産業機器ほか製品の製造販売	ファスナー (ねじ) の製造及び販売
(5) 資 本 金	17,009 百万円	1,838 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 11 年 6 月 6 日	昭和 25 年 3 月 4 日
(7) 発 行 済 株 式 数	244,066,144 株	24,630,000 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	(連結) 14,126 名	(連結) 737 名

(10)	主 要 取 引 先	-			-		
(11)	主 要 取 引 銀 行	みずほコーポレート銀行 三菱東京UF J 銀行 横浜銀行			みずほコーポレート銀行		
(12)	大株主及び持株比率	三菱UF J 信託銀行退職給付 信託大同特殊鋼口共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	12.66%	日本発条株式会社			32.24%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.91%	株式会社メタルワン			10.99%
		双日株式会社	4.65%	日発販売株式会社			4.43%
		株式会社メタルワン	4.56%	株式会社みずほコーポレート銀行			2.31%
		日本発条株式会社	4.04%	株式会社神戸製鋼所			2.13%
		みずほ信託銀行株式会社退職 給付信託神戸製鋼所口再信託 受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	3.89%	株式会社サンロックオーヨ ド			1.74%
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.67%	トープラ社員持株会			1.42%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2.92%	株式会社メタルワン鉄鋼製 品販売			1.42%
		みずほ信託銀行株式会社退職 給付信託みずほコーポレート 銀行口再信託受託者資産管理 サービス信託銀行株式会社	2.36%	株式会社横浜銀行			1.15%
		株式会社横浜銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行 株式会社)	2.32%	株式会社三菱東京UF J 銀行			1.04%
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係						
	資 本 関 係	ニッパツはトープラの発行済株式数の 36.75%(9,052,663 株、間接保有分を含む)の株式を保有しており、トープラはニッパツの持分法適用会社です。					
	人 的 関 係	ニッパツの取締役 1 名がトープラの取締役を、ニッパツの監査役 1 名がトープラの監査役を兼任しております。					
	取 引 関 係	ニッパツはトープラより部品を購入しております。					
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	トープラはニッパツの持分法適用会社であり、ニッパツとトープラは、相互に関連当事者に該当いたします。					
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態						
決 算 期	ニッパツ(連結)			トープラ(連結)			
	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	
連 結 純 資 産	125,044	144,533	153,744	3,785	4,319	4,930	

連 結 総 資 産	324,888	357,141	356,048	16,708	19,651	20,027
1株当たり連結純資産(円)	489.57	567.01	610.07	148.90	169.90	193.44
連 結 売 上 高	440,908	404,143	456,198	27,656	25,776	30,648
連 結 営 業 利 益 又 は 連 結 営 業 損 失 (△)	10,459	18,785	32,757	△519	380	1,104
連 結 経 常 利 益 又 は 連 結 経 常 損 失 (△)	12,925	17,631	33,407	△736	259	947
連 結 当 期 純 利 益 又 は 連 結 当 期 純 損 失 (△)	5,262	10,290	19,420	△795	388	623
1株当たり当期純利益金額又は当期 純 損 失 金 額 (△) (円)	21.98	43.45	82.44	△32.39	15.81	25.40
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	10.50	10.50	15.00	0.00	0.00	3.00

(注) 単位は百万円。ただし特記しているものを除きます。

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名 称	日本発条株式会社
(2) 所 在 地	神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目10番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 玉村 和己
(4) 事 業 内 容	懸架ばね、自動車用シート、精密部品、産業機器ほか製品の製造販売
(5) 資 本 金	17,009 百万円
(6) 決 算 期	3月31日
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における「取得」(パーチェス法の適用)に該当する見込みであり、のれん(又は負ののれん)が発生する見込みです。なお、のれんの金額は現時点では未定です。

7. 今後の見通し

本株式交換によりニッパツの持分法適用会社であるトープラは、ニッパツの完全子会社となる予定です。本株式交換の実施に伴うニッパツ及びトープラの業績への影響は、それぞれ連結及び個別ともに軽微であると見込んでおります。

以 上

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

ニッパツ(当期連結業績予想は平成 23 年 11 月 10 日公表分)

(単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 24 年 3 月期)	446, 000	23, 000	23, 000	14, 000
前期実績 (平成 23 年 3 月期)	456, 198	32, 757	33, 407	19, 420

トープラ(当期連結業績予想は平成 23 年 11 月 10 日公表分)

(単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 24 年 3 月期)	33, 200	1, 130	1, 000	450
前期実績 (平成 23 年 3 月期)	30, 648	1, 104	947	623